

HP

放課後児童クラブ・保育所等の 従事者へ慰労金を支給します

新型コロナウイルス感染症に感染するリスクが高い環境下において、継続して提供が必要な業務に従事した職員に対し、1人あたり5万円の慰労金を支給します。

詳しくは各施設に配布または市のHPに掲載する支給要綱等をご覧ください。

支給対象者 令和2年2月22日～5月31日までの間、市内の放課後児童クラブ、保育所、幼稚園、認定こども園または認可外保育施設において、子どもや保護者との接触を伴い、かつ、継続して提供が必要な業務に、延べ10日間以上従事していた方

支給金額 1人あたり5万円

申請手続 原則、施設の管理者・運営者等を経由（委任）しての申請となります。

※ 退職された方は、直接市へ申請してください。
（施設の管理者からの証明が必要です。）

申請期限 令和2年12月28日(月)必着

お問合せ 子どもサービス課 ☎21-3935

🌐<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020081100077/>



HP

「新型コロナ対策」「働き方改革」 専門相談<<予約制>>

函館商工会議所では、「新型コロナ対策」および「働き方改革」に関する専門的な相談に応じます。

商工会議所会員・非会員を問わず、事業を営んでいる方はどなたでも無料で利用できますので、お気軽にご相談ください。

■新型コロナ対策専門相談

日時 主として令和2年12月までの第2・第4土曜日
午前9時～正午

相談員 坪井 昌紀氏（税理士・行政書士・認定経営革新支援機関）

■働き方改革専門相談

日時 主として令和3年3月までの第3金曜日
午前10時～午後4時

相談員 酒井 亮子氏（社会保険労務士）

お申込み・問合せ 函館商工会議所 ☎23-1181

🌐<https://www.hakodate.cci.or.jp/info/13344.html>



新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少等が生じた方へ （国民健康保険料の減免 国民年金保険料の免除申請のお知らせ）

■国民健康保険料の減免制度

対象世帯

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ・主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかの収入で、前年から3割以上の収入減少が見込まれる世帯（前年合計所得に一定の上限あり）

申請手続 該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへご連絡ください。対象要件を確認した後、申請書を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ返送ください。（新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、郵送での提出にご協力ください。）

※ お電話の際は、保険証と、昨年の確定申告書の控えなど収入がわかる書類をお手元にご用意ください。

お問合せ 国保年金課減免専用ダイヤル ☎84-5670 平日 午前8時45分～午後5時半

🌐<https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020060100098/>

■国民年金保険料の免除申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少した場合、令和2年7月分から令和3年6月分の国民年金保険料の臨時特例免除申請が可能です。令和元年度の申請をされた場合であっても、改めて申請が必要となります。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のHP（🌐<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。

お問合せ 国保年金課 ☎21-3159